男女共同参画社会基本法の概要

- 1 男女共同参画とはどういうことか 男性であれ女性であれ、まずは個人として尊重され、社会のあらゆる分野で方針決定も含めて活躍できること。
 - 男女共同参画社会基本法

目的(第1条)

- 男女の人権が尊重
- ・ 社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある 社会の実現

 \downarrow

- ・ 男女共同参画社会の形成に関する基本理念を定め
- ・ 国・県・市町村および国民の責務を明らかにする

定義 (第2条)

- 男女共同参画社会の形成
- 男女が、社会の対等な構成員として、
- 自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が 確保され
- 男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ
- 共に責任を担うべき社会を形成する ことをいう。

基本理念(第3条~第7条)

- ・ 男女の人権の尊重・・・(セクシュアル・ハラスメント、DV、いじめ、自殺等)
- ・ 社会における制度または慣行についての配慮・・・(長は男性、第3号被保 険者問題、選択性夫婦別姓問題等)
- ・ 政策等の立案および決定への共同参画・・・(議員、管理職等)
- ・ 家庭生活における活動と他の活動の両立・・・(ワーク・ライフ・バランス等)
- ・ 国際的協調・・・(国際婦人年以来の取り組み等)

- 2 学校における男女共同参画教育の推進について
 - ① 男女共同参画とはどういうことかを成長段階に合わせて教える。
 - ② 男女共同参画を具体的に進めるにはどんなことをすればいいかを考えさせる。
 - ③ 男女共同参画が個人にとっても社会にとってもいいということを教える。
- 3 男女共同参画教育のための教師の意識改革について
 - ① 個性の尊重。
 - ② 固定的役割分担意識の解消(日常の教科や学校行事、進路指導において)。
 - ③ 社会的性別(ジェンダー)に基づく偏見への気づき。
 - ④ 職場における(教職員間での)男女共同参画に取り組む。
 - ⑤ 家庭で家事・育児・介護にも共同参画をこころがける。
- 4 時代の変化への対応の必要性

時代が変わった → 変化に応じた生き方や社会へのかかわり方が必要

- → 新しい価値観の導入、新しい文化の創造
- ① 高度経済成長期(右肩上がり、ホームランで点をかせぐ)から低成長期 (シングルヒットでこまめに得点)
- ② 少子高齢化、人口減少社会の到来
- ③ 中央集権から地方主権への流れ
- ④ 3.11の東日本大震災
- * 時代の変化に対応するにはさまざまな側面からのアプローチが必要であるが、男女共同参画は必須の条件